

都市計画説明会に関する記録

(千葉県都市計画公聴会等運営要綱第12条第2項の規定による記録)

項 目		内 容
(1)	素案の種類及び名称	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉都市計画特別用途地区(千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区) ・千葉都市計画地区計画(千葉駅東口西銀座地区) ・千葉都市計画高度利用地区(千葉駅東口第四地区)
(2)	素案の概要	<p>本地区内は、「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」において「西銀座周辺再開発」と位置づけ、先行整備プログラムエリアとして、優先的に整備を進めることとしており、このエリアの整備目標としては、千葉駅から来街者を誘引する県都にふさわしい千葉県の魅力が集まるエリアの形成と、千葉駅と中央公園、千葉神社周辺を結ぶ界隈性のあるシンボルロードの形成を掲げている。</p> <p>この目標を達成するために、特別用途地区の決定、地区計画の決定及び高度利用地区の変更を行う。</p>
(3)	都市計画説明会の日時及び場所	<p>日時：令和3年9月4日(土)</p> <p>10:00 から 10:40</p> <p>場所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 (千葉市中央区千葉港2-1)</p>
(4)	出席者の人数	<p>出席者4名</p> <p>〈参考〉ホームページへのアクセス件数82件</p>
(5)	出席者が述べた質疑又は意見の要旨	別表のとおり
(6)	前号の内容に対する市の回答又は見解	別表のとおり

別表

(5) 出席者が述べた質疑又は意見の要旨	(6) 前号の内容に対する市の回答又は見解
<p>1 地区計画区域内で、地区整備計画がない範囲については、今後地区整備計画はどのように設定されるのか。</p>	<p>1 地区整備計画のない範囲については、今後の個別の建替えに応じて、地区整備計画の検討を進めて参ります。現時点では、具体的な建替えの計画はないため、地区整備計画を定めておりません。</p>
<p>2 地区整備計画のB地区では壁面後退を設けているが、地区全体は歩いていて歩道が狭く感じられる。歩車分離などの検討はしないのか。</p>	<p>2 千葉駅周辺の活性化グランドデザインにも記載しているように、歩行者中心の賑わい軸を推進していく方針です。地区整備計画の壁面後退については、今後の個別の建替えに応じて地権者との合意形成を進めて参ります。</p>
<p>3 立体多目的屋内通路として地区施設を設定すると何が変わるのか。</p>	<p>3 再開発事業で通路（立体多目的通路）を設けることは決まっていますが、この通路は地区の入り口部分に該当しているため、都市計画として地区施設に位置づけることで、将来的に通路の存在を担保するものです。</p>
<p>4 現在、仮通路で路面店を出店している人もいますが、立体多目的屋内通路（地区施設）で路面店を出す場合、運用方法についての考え方は。</p>	<p>4 立体多目的屋内通路（地区施設）の管理の仕方や使用方法については、今後、施設管理者と協議して参ります。</p>
<p>5 事業者が立体多目的屋内通路でマルシェをやりたいときに法的な規制はかかるのか。</p>	<p>5 地区計画における法的な規制はかかりません。</p>